

大正区の学校選択制の概要

学校選択制とは

- 大阪市立の小・中学校では、お住まいの通学区域により通学する学校（以下「指定校」という。）が決められています。
- 大正区の学校選択制は、小・中学校入学予定者が指定校以外の学校を**第2希望まで**選択することができます。

選択の範囲

- 大正区では、小学校・中学校ともに「**自由選択制**」を採用し、区内すべての学校から選ぶことができます。
- 北区、浪速区、東淀川区、住之江区、東住吉区、西成区の施設一体型小中一貫校についても希望することができます。（詳細については、17 ページをご覧ください）

選択の機会及び対象者

- 令和8年度の小・中学校に入学する際の**1回のみ**で、区内在住の方が対象です。
大正区内の転居をした際も、学校選択制を利用できません。

【重要！】学校選択制により通学区域外の小学校に就学している「中学校新1年生」の方へ

- 学校選択制により通学区域外の小学校に就学している児童については、中学校を選択しない場合、通学区域の中学校に就学が決定します。
- 希望調査票の「選択基準の学校」が希望の学校と異なる場合は、必ず希望する学校名をお書きください。
- 希望の学校が抽選となった場合、次の「選択における優先扱いについて」に記載している「進学中学校優先」の制度がございますので、希望調査票の優先事由に必ず「進学中学校」と記載してください。

選択における優先扱いについて

- 下記（1）から（3）を優先扱いとします。（1）から（3）の中で優先順位はつけない、優先扱いに複数該当する場合も、優先度合いは変わりません。
- （1）きょうだい関係
選択した学校に、兄や姉が学校選択制により在学する場合は、優先します。
なお、今年度卒業する学年の兄姉は対象外となります。
- （2）自宅からの距離（通学距離）
自宅から最も近い通学区域外の学校を希望する場合は優先します。
（自宅から学校までの「直線距離」で、優先扱いに該当するか判定します。）
- （3）進学中学校（**中学校新1年生のみ対象で、小学校新1年生は対象外です。**）
学校選択制を利用して通学区域外の小学校に入学・卒業しても、進学時の中学校は、原則として住所地の通学区域の中学校になります。ただし、小学校の友人関係や小中連携に配慮し、学校選択制により就学した小学校の進学中学校を希望する場合は優先します。
- 上記（1）～（3）について、選択希望者が多く、各学校の受入れ可能人数を超える場合は、公開抽選により入学者を決定します。

○優先扱いに該当する場合でも、学校施設の収容状況により、通学区域外から受け入れできない場合もあります。

学校選択制希望調査票の提出

○同封されている「学校選択制希望調査票」については、提出期限までに、下記までお持ちいただくか、同封の返信用封筒にて必ず提出してください。（指定校への入学を希望される場合も必ず全員提出してください。）

提出されなかった場合及び提出期限までに届かなかった場合は、指定校が希望校となります。

提出先 〒551-8501 大正区千島2丁目7番95号
大正区役所保健福祉課（こども・教育）（区役所3階34番窓口）
提出期限 【郵 送】令和7年10月31日（金）必着
【窓口持参】令和7年10月31日（金）9時から17時30分
（土・日・祝日除く。ただし、金曜日は19時まで可。）

※ 提出にあたっては、ご家族で十分に話し合ってください。

※ ご提出いただいた内容について、担当より確認のお電話をする可能性があります。（06-4394-9980/9982）

希望調査一次結果の公表

○ご提出いただいた学校選択制希望調査票の内容を確認していただくため、未提出の方も含め全員に希望調査結果を郵送にて通知します。

また、各学校の希望状況を集計し、区のホームページにて公表します。

【公表日】令和7年11月13日（木）予定

希望校の変更

○学校選択制希望校の変更受付期間中、1回に限り希望校を変更することができます。変更受付期間後は一切変更できませんのでご注意ください。

○希望校が確定した後は、通学区域の学校へ希望を戻すことができませんので、よく考えて手続きをしてください。

【変更受付期間】令和7年11月14日（金）から11月20日（木）まで（土・日除く）

【変更受付時間】9時から17時30分（金曜日は19時まで可。）

【変更受付場所】大正区役所保健福祉課（こども・教育）（区役所3階34番窓口）
大正区千島2丁目7番95号

※受付は、区役所保健福祉課（こども・教育）窓口でのみ行います。電話、郵送等での受付はできません。また、変更状況のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

希望調査二次結果の公表

- 変更受付期間中に受け付けた変更内容を反映した希望調査の結果を集計し、区のホームページで公表します。

【公表日】令和7年12月1日（月）予定

抽選の実施

- 各学校とも第1希望者数が学校の受入可能人数を超える場合には抽選を行います。
- 抽選は公開で行い、抽選には必ずしも保護者が立ち会う必要はありません。
- 学校ごとに受入可能人数に達するまでくじを引き、入学者を決定します。当選しなかった方は補欠登録を行います。
- 第1希望者を受け入れてもなお受入可能人数に達していない学校については、第2希望者の抽選を行います。ただし、第2希望者が全て受入可能な場合は抽選を行わず、第2希望の学校が就学決定校となります。
- 第2希望の学校への就学が決定した場合、第1希望の補欠の登録から外れ、第2希望の学校への就学を辞退することはできません。**また、第2希望まで抽選を行った結果、当選とならなかった場合は、第1希望の学校での補欠登録となります。（第2希望の学校での補欠登録は行いません。）
- 第1希望の学校が抽選となり当選しなかった場合に、第1希望の学校の補欠としての登録を希望される方は、第2希望の学校を選択しないでください。**
- 入学予定者の私立・国立学校への入学や転居等により希望校の受入可能人数に空きが生じた場合には、補欠順位に従って繰り上げを行います。

【抽選日】令和7年12月8日（月）

【時 間】14時～

【会 場】大正区役所3階 301会議室

- 指定校以外の学校を希望校として申請された方のうち、抽選となる方には抽選通知を送付します。**

また、第1希望者数が受入可能人数の範囲内であるため、抽選を実施しない方にも抽選にならなかった旨を通知します。

- 抽選の流れについては、6ページをご覧ください。

抽選結果の公表

- 12月下旬に就学先の学校を記載した就学通知書を、指定校入学者を含めて学校選択の対象者全員に郵送します。また、抽選を行った各学校の抽選結果を区のホームページにて公表します。

就学通知書に記載された就学先の学校は、私立・国立学校への入学や転居等、特別の理由がある場合を除き変更できません。

また、補欠登録となっている方の就学通知書には、指定校が記載されています。
補欠繰り上げについては、次項をご覧ください。

補欠登録者の繰り上げ

- 補欠登録者の繰り上げ期限を小学校は令和8年2月6日（金）まで、中学校は令和8年2月13日（金）までとし、この日までの変動要因を反映して最終繰り上げを行います。

繰り上げで当選された方へは、繰り上げの意思確認を行ったうえで、先に発行した就学通知書に換えて、新たに繰り上げ後の就学通知を発行します。

なお、補欠登録を辞退し、指定校へ入学することも可能です。詳しくは、次項の「辞退受付」をご覧ください。

辞退受付

重要！

下記に該当される方については、繰り上げ当選に大きく影響しますので、速やかにお手続きをお願いします。

なお、受付は窓口でのみ行います。電話、郵送等での受付はできませんので、ご了承ください。

☆私立又は国立学校等に入学が決定した方

【持ってきていただくもの】入学が決定した学校の入学許可証（原本）

【受付場所】区役所窓口サービス課窓口（区役所2階24番窓口）

☆補欠登録を辞退し、指定校への入学を希望される方

【受付場所】区役所保健福祉課（こども・教育）窓口（区役所3階34番窓口）

☆学校選択制を利用された方で、就学通知書発送後、令和8年3月末までに大正区外への転居が決まった方

【受付場所】区役所保健福祉課（こども・教育）窓口（区役所3階34番窓口）

- ・住所の異動届により当選、補欠登録は無効となりますが、抽選で補欠になった方が繰り上げ当選をお待ちですので事前の届出をお願いします。

※指定校以外の学校を希望し当選した場合は、指定校へ戻ることはできません。

選択に際しての留意事項

- 通学の安全確保については保護者の責任となります。また、原則徒歩での通学となり、自転車通学は禁止です。なお、公共交通機関の利用も可能ですが、費用は保護者負担となります。通学経路や通学時間等を考慮し、卒業まで無理なく通学できる学校を選択してください。**

- 学校選択制で学校を希望できるのは、小・中学校へ入学する際の1回のみです。
- 大正区外へお引越しされた場合は、選択の希望、当選、補欠登録は無効となります。その際は、お引越しされた住所地の通学区域の学校への通学となります。お引越し先での小・中学校の入学手続きについては、当該市区町村へお問い合わせください。

○希望調査票提出期限後の大正区外からの転入者については、抽選結果を区ホームページに公表した後、区役所保健福祉課（こども・教育）窓口にて先着順で希望を受け付けます。選択範囲の学校のうち、受入に余裕のある学校から選択可能です。ただし通学区域内の児童生徒だけで教室不足になる可能性があり、受入ができない学校や抽選を実施する学校は選択できません。

○架空の住民票の異動など虚偽の申請や、申請の理由が消失した場合は、お住まいの通学区域の学校へ通学していただくことになりますので、ご注意ください。

○市立の学校には教員の人事異動があります。人事異動により学校の特色や部活動の内容等に変更が生じることがありますので、ご本人を含めてご家族でよく相談し、慎重に学校を選択してください。

○大正区における学校配置の適正化において、小林小学校と平尾小学校を統合し、令和10年4月から現在の平尾小学校の校地を活用して、新たに統合後の学校運営を行うこととしていますので、学校を選択する際の参考としてください。詳しくは、右上の二次元バーコードからホームページをご覧ください。



学校選択制 制度説明会について

学校選択制の制度や手続きについて、次のとおり説明会を開催します。

事前の申し込みは不要で、両日とも説明内容は同一です。希望者のみを対象としていますので、説明が不要な方はご出席いただく必要はありません。

※当日説明会開始時刻の2時間前の時点で、大阪市域に大雨・洪水・暴風警報が発令されている場合、制度説明会は中止といたします。

※説明会に参加される場合は、本冊子を必ずご持参ください。

【日時・場所】

令和7年9月6日（土）13時～ 大正区役所3階 301会議室

令和7年9月11日（木）19時～ 大正区役所3階 301会議室

就学時健康診断について（新小学校1年生）

就学時健康診断は、学校保健安全法に基づく健康診断です。就学される前の年の10月から12月にかけて、10月1日現在の居住地を校区とする小学校等の健診会場において実施します。実施日は各健診会場により異なります。

就学時健康診断については、9月下旬以降、「就学時健康診断のお知らせ」が送られてきますので、指定の健診会場を受検してください。「就学時健康診断のお知らせ」の送付時期は各健診会場により異なります。

学校選択制等で、通学区域以外の小学校等を希望される場合でも、健康診断は指定の健診会場を受検し、受検後に渡される「就学時健康診断結果票」を大切に保管し、就学が決定しましたら、就学先の小学校等へご提出ください。

問合せ先 教育委員会事務局指導部保健体育担当（06-6208-9141）